

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第24号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月17日 22時45分ごろ	
発生場所	コロンビア共和国カルタヘナ港 (概位 北緯10°18.9′ 西経075°30.8′)	
事故等調査の経過	平成23年2月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第三十八^{こうりょう}幸漁丸、499トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 TY1-113（漁船登録番号）、株式会社トヤマ水産</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、三級海技士（機関）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船底に擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、カルタヘナ港に入港する目的で、機関長ほか21人が乗り組み、パイロットが乗船して同港航路を航行中、発電機用原動機（以下「補機」という。）に続いて主機が停止して航行不能となり、平成22年5月17日22時45分ごろ同港内の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、救助を要請するとともに主機及び補機を復旧し、タグボートによって約1時間後に離礁した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1</p> <p>海象：穏やか</p>	
その他の事項	<p>本船は、平成22年4月上旬出渠以降、隣接する魚倉を冷却した際、船底の燃料タンク内に結露によるドレンが発生していた。</p> <p>機関長は、燃料油をサービスタンクに移送したのち、機関室見回り時に同サービスタンクのドレンを排出していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、カルタヘナ港航路を航行中、ドレンが混入した燃料油が供給されて補機及び主機が停止したことから、操船不能となって浅瀬に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>燃料油は、燃料サービスタンク内のドレンが十分に排出されなかったことから、ドレンが混入した状態で補機及び主機に供給された可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、カルタヘナ港航路を航行中、ドレンが混入した燃料油が供給されて補機及び主機が停止したため、操船不能となって浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	